

地域	神奈川県横浜市	認定日	平成28年10月14日	3-28-269
事業分類	サービス(複合サービス事業)	テーマ分類	その他	

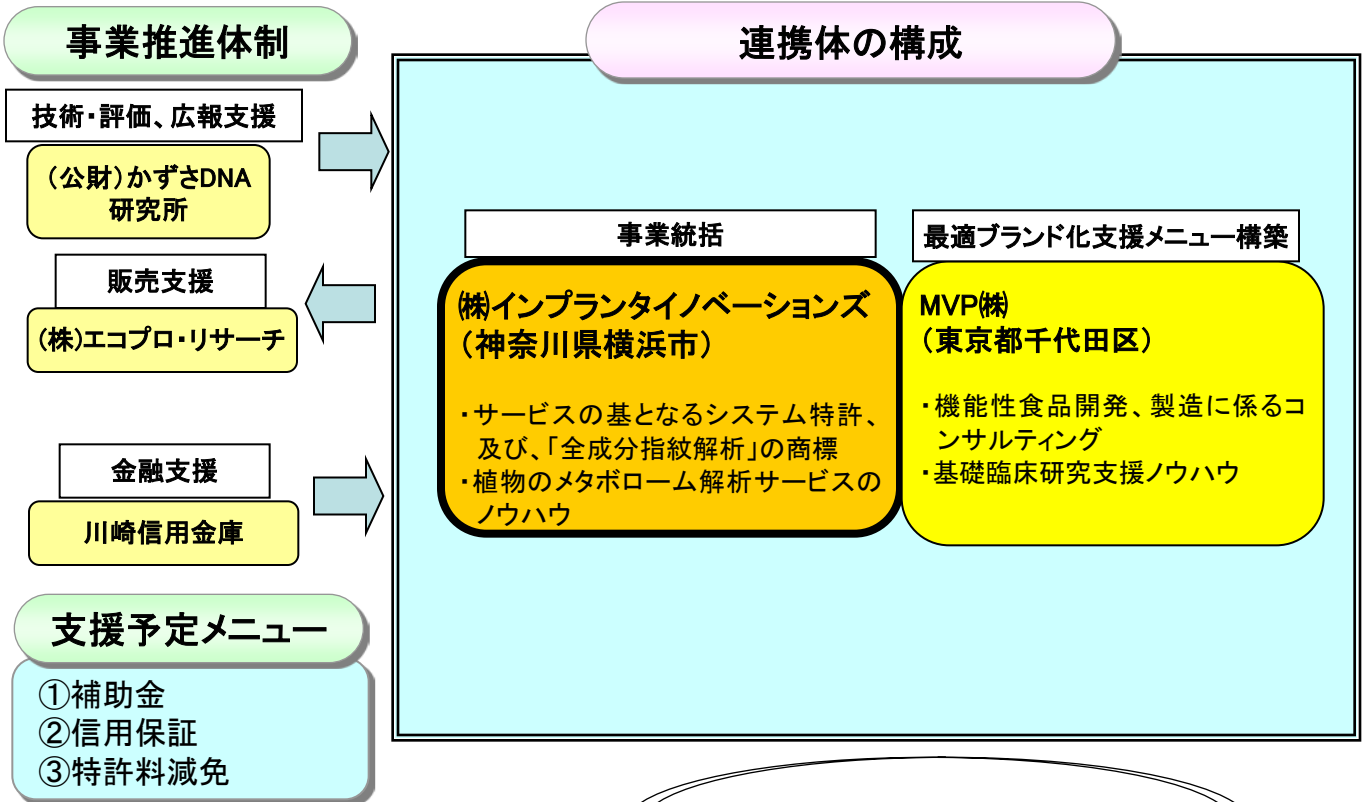
## 事業名:新しい成分分析法を利用した食品・農産物等のブランド化支援サービスの事業化

### ○事業概要(新規性、市場性等)

2015年4月から、消費者庁が主幹となり食品・農産物の機能性表示制度が開始された。また、2016年4月からは食品の機能性に関する特許も可能となった。それまで特定保健用食品(特保)が中心であった「ブランド化」の可能性が広がり、さらに、特保申請に比べ要求されるデータ量や費用は低減されている。(健康)食品・飲料会社、農業生産者等にとってはビジネスチャンスである。

しかしながら、すべての事業者が要求されるデータを単独で収集、解析できるものではなく、更に、その後のブランド戦略まで「一気通貫」して協力してくれる組織の存在、期待が高まっていた。

本事業は、最新の分析手法と科学データにより食品や農産物、植物由来の素材等に「良いもの」という付加価値を付けるサービス事業構築の取組みで、解析からブランド化まで「一気通貫」でのサービス提供モデルが最大の特徴となる。



### <サービス概要>

- ・分析方法:メタボローム解析
- ・定性性を重視
- ・既知・未知化合物を対象
- ・(メリット)客観的。

### [独創性]

- ・基本システム特許
- ・特徴的な成分の発見
- ・ブランド戦略、データ収集サービス  
⇒ 一気通貫でブランド化

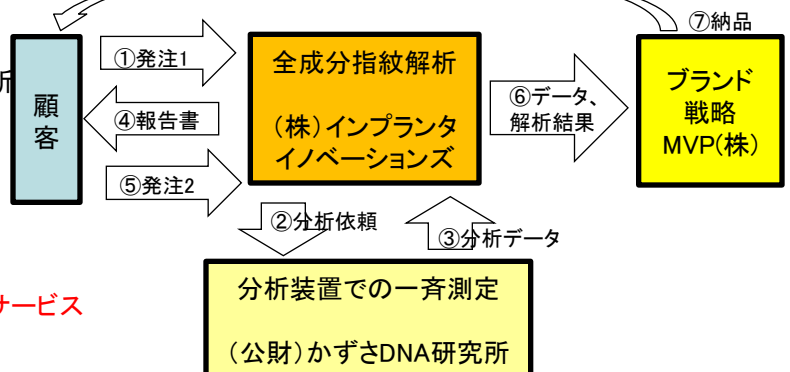


図. 新サービスの概要と流れ